

## 「アートレンタルいしかわ」令和6年度登録作品募集について

石川県では、障がい者アート魅力発信事業「アートレンタルいしかわ」を実施しています。「アートレンタルいしかわ」では障がいのある方のアート作品を企業等へ貸出し、障がいのある方が持っている独自の視点やアイデアに触れる機会を県民に提供します。現在 58 点の登録作品があり、レンタル料金から諸経費を除いた一部を作者へ還元し、アーティストとしての収入向上、新たな作品への創作意欲の向上を支援しています。

さらなる事業展開に向け、「アートレンタルいしかわ」では、令和6年度登録作品を募集する運びとなりました。自らの表現の可能性や発表の機会を求めている方の作品を募集します。

### ➤ 応募資格

- ・障がいのある方
- ・石川県在住または、石川県に通勤・通学・通所している方
  - ※ 障がい者手帳の有無や国籍、年齢制限はありません
- ・作品の部分使用（トリミング）や複製画作成のため改変をご了承いただける方

### ➤ 応募要項

- ・作品テーマは自由
- ・平面作品
- ・作品の種類：クレヨン、色鉛筆、絵具、版画、塗り絵、油絵、切り絵など
  - ※ 本人が制作したものに限りませ
- ・作品のサイズ：A4 サイズ以上の大きさ
- ・出品数：お一人につき、3 作品まで

### ➤ 応募方法

「登録応募用紙」に必要事項を記入のうえ、作品の写真データ（JPEG 等）を添付し、事務局へ電子メールでご応募ください。添付する画像は一度に 2MB 程度にしてください。（宛先：[ari-entry@m-aiiku.jp](mailto:ari-entry@m-aiiku.jp)）

複数の画像がある場合は、何度かに分けてお送りください。

ただし、インターネット環境が整っていない等の理由により、電子メールでの応募が困難な場合は、記録メディアに保存したもの、もしくは作品を印刷したものを郵送または直接持ち込みでも受け付けます。

※ 応募された作品データの返却は行いません。

※ 応募により取得した個人情報、目的以外には一切使用しません。

➤ 応募期間

令和6年8月1日(木)～9月30日(月)必着

※ 事務局までご持参いただく場合は事前に連絡をお願いします。また、土曜・日曜・祝祭日は事務局が休日となりますのでご注意ください。

➤ 審査

審査委員会を開催し、応募作品を下記の日程で審査します。一次審査を通過した方には、書面にて連絡します。なお、審査結果についての問い合わせには対応いたしません。

一次審査：令和6年10月11日(金)

原画〆切：令和6年11月15日(金)

二次審査：令和6年12月13日(金)

二次審査は原画で行います。原画の搬入方法は「運送業者への委託(元払い)」「直接持ち込み」いずれも受け付けますが、搬入に係る費用については応募者負担とします。

※ 二次審査の結果は令和6年12月27日までにご連絡します。

※ 登録作品のレンタル受付開始は令和7年3月1日以降を予定しています。

➤ 作品の返却

事務局は二次審査の終了後、登録が決定した作品について複製画制作に必要な作業等を行い、終了後は速やかに制作者に返却します。また、返却方法は「運送業者への委託(着払い)」と「直接持ち出し」が選べますが、返却に係る費用については応募者の負担とします。

➤ その他

作品の受領前、返却後の事故等について、事務局では責任を負いかねます。搬入、返却にあたっては、作品を厳重に梱包し、必要な場合は保険をかける等の対応を制作者の負担をお願いします。

また、作品の管理と保管に関しては万全の注意を払いますが、天災その他の不可抗力による事故、破損について、事務局は責任を負いかねます。予めご了承ください。

➤ 著作物使用に関する契約書

登録が決定した作品の制作者は「アートレンタルいしかわ」と著作物使用に関する契約書を取り交わします。

➤ お問い合わせ先

アートレンタルいしかわ事務局

〒920-1146 石川県金沢市上中町イ67番2 石川療育センター内

Tel/Fax：076-229-1822

Mail：[ari-contact@m-aiiku.jp](mailto:ari-contact@m-aiiku.jp)